

(別紙)

「奥野基金給付型奨学金」 新制度による授業料減免に該当しない学生について

本奨学金の家計基準については、次様の「奥野基金給付型奨学金の家計の目安」がおおよその目安となります。

家計基準を超えると奨学金支給の対象となりませんので、自身が家計基準内かどうか確認したい場合は、申請前に教務学生グループにお問い合わせください。

なお、奨学金の申請にあたっては、以下の書類を「海洋政策科学部教務学生グループ」に提出してください。

※提出先・問い合わせ先は、授業料免除担当の「学生支援課奨学支援グループ」ではありませんので、ご注意ください。

提出書類

1. 神戸大学授業料免除申請に関する書類

注：令和6年度前期に申請した者で、申請時と家族構成、就学状況、家計状況等変化がない場合は、この書類は必要ありません。

願書と誓約書を提出してください。

- 一般学生区分チェックシート（チェック済みの書類）
- その他「神戸大学授業料免除」申請に関する書類

チェックシートのエクセル版をダウンロード後、それぞれにチェックを入れると、最終ページの「提出書類一覧表」の提出書類欄にチェックマークが表示されるので、該当する書類（同じページ内の「各種様式」）をダウンロードし、提出してください。

ただし、授業料免除（徴収猶予）申請書及び課税（非課税）証明書は必要ありません。

2. 奥野基金給付型奨学金奨学生願書（第3号様式）

3. 誓約書（第3号様式）

「1. 神戸大学授業料免除申請に関する書類」は以下のURL または QR コードを読み取り「授業料免除申請関係書類一覧【後期分】」からダウンロードしてください。

<https://www.kobe-u.ac.jp/ja/campus-life/financial-aid/tuition/tuition-fee-application-documents-2nd/>



奥野基金給付型奨学金の家計基準の目安

奥野基金給付型奨学金における経済的な困窮度については、所得の種類、家族構成、就学者の状況により決定されます。

以下が奥野基金給付型奨学金の家計基準クリアのおおよその目安となりますが、それ以外に障害者のいる世帯、長期療養者のいる世帯など、所得から控除されることがあり、収入金額が上回る場合も該当者となる可能性がありますので、詳細は海洋政策科学部教務学生グループにお問い合わせください。

ただし、不動産所得、配当所得、個人年金等は、所得に加算されますので、ご注意願います。

1. 家族3人

- … 父（給与所得者又は事業所得者）、母（無職）、本人**自宅外**通学の場合
参考基準：給与所得（628万円以下）、事業所得（378万円以下）
※本人自宅通学の場合は、上記の収入では非該当になります。（以下同）

2. 家族4人

- … 父（給与所得者又は事業所得者）、母（無職）、本人**自宅外**通学、
きょうだい公立高校生自宅通学の場合
参考基準：給与所得（692万円以下）、事業所得（434万円以下）

3. 家族5人

- … 父（給与所得者又は事業所得者）、母（無職）、本人**自宅外**通学、
きょうだい1公立高校生自宅通学、きょうだい2中学生自宅通学の場合
参考基準：給与所得（783万円以下）、事業所得（525万円以下）

【参考】

給与所得者の場合は前年の源泉徴収票「支払金額」欄を、事業所得者の場合は前年の確定申告の「所得金額等」欄の「事業」収入を参考にしてください。

本件提出・照会先

海洋政策科学部教務学生グループ

電話：078-431-8395

Mail：fmsc-gakusei@office.kobe-u.ac.jp